

平成 19 年度の行政評価結果及び 市民意見に関する提言書

平成 19 年 11 月

西東京市行財政改革推進委員会

目 次

はじめに	2
1 行政評価制度について	2
2 平成 19 年度の評価結果について	3
3 市民説明会及びパブリックコメントについて	3
(1) ふれあいセンター協議会事業への補助(4-1-2)について	4
(2) 出張所窓口事務(4-3-2)について	4
(3) 高齢者地域見守り事業(ささえあいネットワーク)(6-2-12)	4
(4) がん検診事業(6-5-4)について	5
(5) コミュニティバス運行事業(8-5-1)について	5
(6) 学校選択制度実施事業(11-2-1)について	5
おわりに	5

平成 19 年度の行政評価結果及び市民意見に関する提言書

はじめに

本委員会は、西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政の実現のため、平成 13 年 8 月に設置された委員会です。

平成 19 年 11 月 1 日開催の審議の中で、事務局より、行財政改革の一貫として取り組んでいる平成 19 年度行政評価の経過報告及び評価結果、市民説明会、パブリックコメントの概要について報告を受けました。

そこで、本委員会は行財政改革を推進する立場から、事務局の報告に対して、第三者的な客観的視点から、平成 19 年度の行政評価結果と市民意見を踏まえて、「平成 19 年度の行政評価結果及び市民意見に関する提言書」を提出いたします。

今後、ここに提出した提言書を行政側で十分に検証した上で、可能な限り行政運営に反映し、より良い市政経営がなされるよう要望いたします。

1 行政評価制度について

西東京市における行政評価制度は事務事業評価であり、3 年間で評価可能な事務事業を全て評価し、庁内で評価体制が定着してから、施策・政策評価の導入を検討することとしています。

施策評価については、平成 21 年度の導入を予定しているとの報告を受けました。施策評価は、事務事業評価と併せて実施することで、より効果的に事業の優劣をつけ、スクラップアンドビルドができるようになります。

他方、市民に対しても、より大きな単位である施策レベルでの議論を行うことが可能になるため、市民にとっても理解しやすく、より多くの意見の集約が可能になります。

平成 21 年度の施策評価導入に向けて、来年度は事務事業、施策、政策の体系を整理した上で、経営資源の適正配分、行政活動の成果向上、執行の効率化等を図れる制度となるよう検討が必要です。

また、評価を行うに当たっては、評価シートを予算要求や決算の資料として活用したり、総合計画や地域経営戦略プランの進行管理に役立てるなど、評価結果を活かせるような工夫が必要です。施策評価導入に向けて、評価事務の簡略化やより効率的・効果的な評価体制のあり方についても、引き続き検証し、取り組まれるよう提言いたします。

2 平成 19 年度の評価結果について

事務局から、平成 19 年度は、115 の事務事業（事後評価 110、事前評価 5）を評価し、事後評価については、拡充 1、継続実施 24、改善・見直し 58、抜本的見直し 25、休止 2、廃止 0、事前評価については、事業化 1、実施を延期 2、抜本的見直し 1、計画を中止 1 という評価結果とその評価内容の報告を受けました。

行政評価制度は行財政改革の一つの手段であり、評価を実施すること自体が目的ではありません。そのため、庁内での評価結果に市民意見や本委員会の意見等を踏まえて、予算や計画に反映していくことが重要です。

しかしながら、行政サービスの見直しは、当該サービスの受益者をはじめ多くの関係者等に様々な影響を及ぼすものであることから、評価結果を予算や計画に結び付けていくことには困難が予想されます。

これについては、行政評価は行財政改革の取組の一つであることを踏まえて、地域経営戦略プランで掲げた目標値（経常収支比率85%・財政削減目標額累積88億円）を達成することを大前提とし、行政評価により事業の必要性や効果等を検証し、大局的な観点からスクラップアンドビルドを進めていく必要があります。

そのため、これまでボトムアップで検証や議論を重ねてきた経緯を踏まえ、その努力と成果を生かすためにも、市長をはじめとした経営層による強いリーダーシップにより、その困難を打開していくことが求められます。

そして、評価を通じて提示された課題や改善点については、早期に検討し、改善・見直し結果を市民が理解しやすい形で示し、市民へも事業のスクラップアンドビルドの必要性を理解していただくべきであると考えます。

また、調整等が複数年度にかかるようなものについては、評価結果に関する取組状況の進行管理を行うことが大事であり、その取組状況に関しても、市民への情報開示が必要だと考えます。

なお、情報開示に当たっては、市民の誤解がないような表記やわかりやすい説明を行うよう提言いたします。

3 市民説明会及びパブリックコメントについて

平成 19 年度においては、行政評価結果に対する市民説明会を 2 回開催し、計 10 人の方の参加があり、パブリックコメントについては、計 18 人の方から 45 件の意見が寄せられたとの報告を受けました。

そして、事務局から、市民説明会の要点記録及びパブリックコメントで寄せられた全ての意見とそれに対する市の回答について、資料の提示及び報告を受けました。

市民説明会については、多くの方が参加できるように、行政として時間帯、場所、広報などを工夫する必要があり、説明会の資料や説明についても誰もが理解できるように心がける必要があります。

また、パブリックコメントで寄せられた市民意見の取扱いについては、その内容について十分に把握し、今後の市政経営への反映を可能な限り検討する必要があります。

しかし、説明会やパブリックコメントで寄せられた意見は市民の生の声として十分に配慮しつつも、市政経営の将来的な展望や厳しい行財政環境を踏まえ、地域経営戦略プランの目標達成に向けて、大局的な観点の中で捉えるべきだと考えます。

なお、この提言書においては、市民から寄せられた事項のうち、意見数の多いものなど主な6件について、委員会の第三者的な観点からの意見を提言します。

(1) ふれあいセンター協議会事業への補助(4-1-2)について

「ふれあいセンター協議会事業」などの市民の自主的な活動に対する補助金は、限られた個人又は団体に利益や恩恵を与えるものではなく、団体の自主性や自立を前提としたものであるべきで、その事業成果は広く市民に還元されるべきものです。その点を踏まえると、補助制度は、永続的に実施するものではなく、常に公平性や必要性、効果等の観点から、補助の適切さについて検証する必要があります。

また、補助の適切さを検証するに当たっては、補助金が公費である以上、市のみが市民への説明責任を負うのではなく、市は補助団体に対しても説明責任を求める必要があると考えます。

しかし、他方で、補助団体が行政では拾いきれない市民ニーズに柔軟に対応し、地域の個性と特色を活かした活動を実施し、成果を上げていることも事実です。

今後は、限られた財源の中で住民ニーズや行政需要に適切に応える事業を実施するため、補助団体の実態を踏まえた上で、明確な基準の下、定期的に事業効果等を検証し、大局的な観点から、適切な補助制度のあり方を検討していくことが必要です。

(2) 出張所窓口事務(4-3-2)について

出張所の適正配置について検討するに当たっては、現在の利用状況や配置後の想定等を十分に踏まえた上で、他の施設の配置状況や窓口事務の効率化の観点や、自動交付機・コンビニ納付などの納付環境等、様々な点を考慮して、総合的・大局的な観点から検討を進めていく必要があります。

また、出張所の窓口は、市民にとって身近な問題であることから、適正配置の目的・効果、計画内容等を、説明会やパブリックコメントなどの手続により、分かりやすい形で市民へ示す必要があり、情報や計画案については、結論を出す前に提供することが大事であると考えます。

(3) 高齢者地域見守り事業(ささえあいネットワーク)(6-2-12)

ささえあいネットワークについては、市民から寄せられた意見等を踏まえて、地域の中でより自然な形で見守ることができ、かつ、そうした見守り役が増加するような取組を検討されることを要望します。

(4) がん検診事業(6-5-4)について

がん検診事業については、平成20年度の医療制度改革における基本健康診査の変更に伴い、これまでの検診内容等を見直す必要があります。

また、検診内容等を見直すとともに、負担の公平性や資源配分の適正化等の観点から適切な受益者負担(自己負担)を求めるべきだと考えます。

その場合は、低所得者層への配慮を行いつつ、市の財政状況や他制度、近隣市の実施状況、市民意見等を踏まえて、総合的に検討していくことが必要だと考えます。

(5) コミュニティバス運行事業(8-5-1)について

コミュニティバス運行事業は、交通空白地域の解消が導入目的の1つではありますが、利用者数が利用者満足度の1つの指標であることも再認識する必要があります。事業継続性の観点から事業収支などにも十分に留意し、路線や料金設定の見直しなどについて検討が必要だと考えます。

また、コミュニティバス運営事業を見直すに当たっては、事業実施環境や経営状況等を市民へ明確に示し、理解を求めることが大事です。今後は、現在の利用状況を十分に把握した上で、市内での検討を踏まえて、見直しスケジュールや計画案を作成し、計画を決定する前に市民へ説明し、意見を求めるよう、要望します。

(6) 学校選択制度実施事業(11-2-1)について

学校選択制度については、導入から5年を経過し、導入後の効果や課題について、保護者等関係者に説明する必要があると考えます。そうした説明は、選択制度の趣旨や意義等について市民の理解を得る上でも大事です。

また、学校選択制度においては、学校間の適正な競争により「特色ある学校」となるよう、学区のあり方やインセンティブの導入も含め、今後は現状と課題を十分に把握した上で、制度の検証・検討を行うよう、提言します。

おわりに

この提言書は、西東京市の行政評価に対する取組とそれに対する市民意見に関して、客観的に述べたものです。今後は、この提言を改善・見直し計画に十分に反映していただくよう、要望いたします。

また、平成21年度の施策評価導入に向けた検討に当たっては、総合計画や地域経営戦略プランとの位置づけを明確にした上で、その実施を検討しますよう、提言いたします。